令和４年度
第３回千歳市農業委員会総会議事録

千歳市農業委員会

令和４年度第３回千歳市農業委員会議事録

日　　時　　令和４年６月３０日（木）　　１３時３０分開会
　　１４時４７分閉会
開催場所　　千歳市役所　議会棟　大会議室

１　出欠状況　（出席委員１８名　欠席委員２名）

１番	平沖道徳	出席	
２番	宮澤徳夫	出席	
３番	三溝健雄	欠席	
４番	登坂英樹	出席	
５番	平岡　博	出席	
６番	今　鉄雅	欠席	
７番	片桐好英	出席	
８番	樋口　司	出席	議事録署名委員
９番	川端智之	出席	議事録署名委員
１０番	田村正司	出席	
１１番	遠藤義博	出席	
１２番	鈴木弘樹	出席	
１３番	清水利一	出席	
１４番	平岡日出男	出席	
１５番	黒澤譲治	出席	
１６番	藤田勝久	出席	
１７番	中村由美子	出席	
１８番	山形繁雄	出席	
１９番	高橋　正	出席	
２０番	長島信行	出席	

２　事務局職員出席状況

事務局長	松石博司
管理課長	田中康仁
企画振興係長	小野美幸
農地係長	上田創一
農地係主事	松川　裕

３　議事日程

日程第１　　開会宣言
日程第２　　会長挨拶
日程第３　　議事録署名委員の指名
日程第４　　諸般の報告
日程第５　　報告の部
　　報告第１号　専決処分の報告について（農地法第 3 条の 3 届出）
　　報告第２号　専決処分の報告について（農地法第 5 条第 1 項第 7 号届出）
　　報告第３号　専決処分の報告について
　　（農地法第 18 条第 6 項合意解約の通知）
　　報告第４号　専決処分の報告について（現況証明願）
　　報告第５号　専決処分の報告について（農業委員会事務局職員の分限処分）
日程第６　　協議の部
　　議案第１号　農地法第 3 条の規定による許可申請について
　　議案第２号　令和 4 年度第 2 号農用地利用集積計画の決定について
　　議案第３号　現況証明願について
日程第７　　その他

議　事　次　第

＜日程第１　開会宣言＞

事　務　局　長　　それでは、ただ今から、令和 4 年度第 3 回農業委員会総会を開催いたします。

本日、3 番、三溝委員、6 番、今委員は、所要のため、欠席する旨、11 番、遠藤委員、18 番、山形委員は 30 分遅れる旨の届出がございました。

よって、委員 20 名中 16 名が出席しており、会議は成立いたしました。

会議の開催にあたり、会長からご挨拶があります。

＜日程第２　会長挨拶＞

会　　長　　皆様、こんにちは。

6 月に入りなかなか晴れの日がないのですが、この前の 19 日の夜にｵﾎｰﾂｸ海の方で雹が降ったという報道がありましたが、千歳でも一部で被害があったようです。本日、午前中に会議がありましてほかの市町村の状況を聞いたところ、恵庭でも少し被害あったということを聞きましたが、千歳が一番被害は大きいのかなという感じがしました。

本日も慎重審議、よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから会議を始めます。（13：30）

＜日程第３　議事録署名委員の指名＞

議　　長　　日程第 3、議事録署名委員を指名いたします。

議事録署名委員には、千歳市農業委員会会議規則第 13 条により、8 番、樋口委員、9 番、川端委員を指名いたします。

＜日程第４　諸般の報告＞

議　　長　　日程第 4、諸般の報告を行います。

事務局より説明願います。

事　　務　　局　　令和４年度第２回総会以降の諸般の事項につきまして、お手元に配布している資料のとおりであります。
　事務局からは、以上です。

＜日程第５　報告の部＞

【報告第１号　専決処分の報告について（農地法第３条の３届出）】

議　　長　　次に、日程第5、報告の部に入ります。（13：31）
　報告第１号を議題といたします。
　事務局より説明願います。

事　　務　　局　　報告第１号について、ご説明申し上げます。
　議案書１ﾍﾟｰｼﾞをお開きください。
　農地法第３条の３の規定による届出があり、千歳市農業委員会会長専決及び 事務処理要領により、次のとおり専決処分をしたので、これを報告します。
　今月の農地法第３条の３の規定による届出は１件で、土地の所在等は、議案書１ﾍﾟｰｼﾞのとおりです。なお、整理番号４の被相続人は、協和の〇〇〇〇さんであります。
　以上、報告第１号について、ご説明申し上げました。
　事務局からは、以上であります。

議　　長　　報告事項について、質問をお受けいたします。

（質問なし）

議　　長　　質問がなければ、これをもって報告第１号を報告済みといたします。

【報告第２号　専決処分の報告について（農地法第５条第１項第７号届出）】

会　　長　　次に、報告第２号を議題といたします。
　事務局より説明願います。

事　　務　　局　　報告第２号について、ご説明申し上げます。
議案書２ﾍﾟｰｼﾞをお開きください。
農地法第５条第１項第７号の規定による届出があり、千歳市農業委員会会長専決及び事務処理要領により、次のとおり専決処分をしたので、これを報告します。
当日配布資料の１ﾍﾟｰｼﾞに、報告第２号資料として求積図を添付しております。
整理番号１及び整理番号２は、上長都で△△△△の製造を行っている△△△△が、資材置場を新設するための転用案件であります。
転用を行う土地の所在等は議案書２ﾍﾟｰｼﾞのとおりです。
当該地は市街化区域内であり、市街化区域内の農地については、あらかじめ農業委員会に届出を行うことで転用許可不要となります。
以上、報告第２号についてご説明申しあげました。
事務局からは以上であります。

会　　長　　報告事項について、質問をお受けいたします。

（質問なし）

会　　長　　質問がなければ、これをもって報告第２号を報告済みといたします。

【報告第３号　専決処分の報告について（農地法第１８条第６項合意解約の通知）】

会　　長　　次に、報告第３号を議題といたします。
事務局より説明願います。

事　　務　　局　　報告第３号について、ご説明申し上げます。
議案書３ﾍﾟｰｼﾞをお開きください
農地法第18条第６項の規定による賃貸借等の合意解約の通知があり、千歳市農業委員会会長専決及び事務処理要領により、次のとおり専決処分をしたので、これを報告します。
今月の農地法第18条第６項の規定による賃貸借等の合意解約は３件で、土地の所在等は、議案書３ﾍﾟｰｼﾞ及び４ﾍﾟｰｼﾞのとおりです。
整理番号３は、農地利用が困難な土地であることから解約する

案件であり、後ほど、議案第３号において、農地・採草放牧地以外とする現況証明願の案件としてお諮りする予定であります。
　次に、整理番号４は、新たな耕作者に使用貸借を行うため解約する案件であります。
　新たな耕作者については、後ほど、議案第１号において、農地法第３条に基づく使用貸借権設定案件としてお諮りする予定であります。
　議案書４ﾍﾟｰｼﾞをお開きください。
　整理番号５は、新たな耕作者に所有権移転を行うため解約する案件であります。
　新たな耕作者については、後ほど、議案第１号において、農地法第３条に基づく所有権移転案件としてお諮りする予定であります。
　以上、報告第３号について、ご説明申し上げました。
　事務局からは以上であります。

会　　長　　報告事項について、質問をお受けいたします。

（質問なし）

会　　長　　質問がなければ、これをもって報告第３号を報告済みといたします。

【報告第４号　専決処分の報告について（現況証明願）】

会　　長　　次に、報告第４号を議題といたします。
　事務局より説明願います。

事　務　局　　報告第４号についてご説明申し上げます。
　議案書５ﾍﾟｰｼﾞをお開きください。
　現況証明の願い出があり、千歳市農業委員会会長専決及び事務処理要領により、次のとおり専決処分をしたので、これを報告します。
　当日配布資料の２ﾍﾟｰｼﾞから３ﾍﾟｰｼﾞに、報告第４号資料として、地番図・航空写真・現地写真を添付しております。
　土地の所在等は議案書５ﾍﾟｰｼﾞのとおりです。
　土地の区分は、市街化区域であるため、事務局職員において本年５月20日に現地確認を行っております。

整理番号3、当該地は、千歳市日の出〇〇〇〇の住宅地に位置し、市街化区域内であります。以前から住宅地の通路となっており、農地利用はされていなかったと伺っております。

今回、所有者が土地を売却するにあたり、当該地の登記地目が畑であることから、地目変更登記を行う必要があるため、現況証明願がありました。

調査の結果、願出地は、農地台帳上すでに非農地で、周囲が住宅地のため農地として活用することが困難と判断されたため、農地・採草放牧地以外として証明書を発行しております。

以上、報告第4号について、ご説明申し上げました。

事務局からは、以上であります。

会　　長　　報告事項について、質問をお受けいたします。

（質問なし）

会　　長　　質問がなければ、これをもって報告第4号を報告済みといたします。

【報告第５号　専決処分の報告について（農業委員会事務局職員の分限処分）】

会　　長　　次に、報告第5号を議題といたします。

事務局より説明願います。

事　務　局　　報告第5号、専決処分の報告（農業委員会事務局職員の分限処分）についてをご説明いたします。

議案書6ﾍﾟｰｼﾞをご覧ください。

千歳市農業委員会会長専決及び事務処理要領に基づき、次のとおり専決処分をしたので、これを報告し、承認を求めます。

本件は、現在病気療養中である管理課農地係△△△△について、令和4年5月1日付けで、地方公務員法第28条第2項第1号の規定に該当するものとして、休職発令の更新をしたものでございます。事務局からは以上です。

会　　長　　暫時休憩します。（13：38）

会　　長　　再開します。（13：42）

会　　長　　報告事項について、質問をお受けいたします。

（質問なし）

会　　長　　質問がなければ、これをもって報告第 5 号を報告済みといたします。

＜日程第６　協議の部＞

【議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について】

議　　長　　次に日程第 6、協議の部に入ります。（13：42）
はじめに、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より説明願います。

事　務　局　　議案第 1 号について、ご説明申し上げます。
議案書 7ﾍﾟｰｼﾞをお開きください。
農地法第 3 条の規定による許可申請があったので、可否について審議意見を求めます。
今月の農地法第 3 条の許可申請は、使用貸借権設定が 1 件、所有権移転が 1 件です。
当日配布資料の 4ﾍﾟｰｼﾞ及び 5ﾍﾟｰｼﾞに、議案第 1 号資料として、地番図を添付しておりますので、説明と合わせてご確認願います。
整理番号 6 は、△△△△さんが、試験・研究目的で農地を利用する△△△△会社に使用貸借を行う案件になります。
土地の所在等は、議案書 7ﾍﾟｰｼﾞのとおりです。
整理番号６は、△△△△会社が、試験研究のために農地を利用するものであるため、農地法第 3 条第 2 項各号の一部要件が適用されず、すなわち、第 1 号の全地を効率的に利用できること、第 2 号の農地所有適格法人であること、第 5 号の下限面積が 2ha であることなどの要件が不要となりますが、その他各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。
次に、整理番号 7 は、協和の故△△△△さんから相続を受けた△△△△さん外 2 名が、農地所有適格法人である△△△△会社に農地を売却する案件です。
土地の所在等につきましては、議案書 7ﾍﾟｰｼﾞのとおりです。
なお、当該申請は、所有者 3 名にそれぞれ法定代理人成年後見

人が付いていますことから、譲渡人側の申請者は、この法定代理人成年後見人となっております。
　整理番号７は、調査書により確認した結果、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。
　以上、整理番号６及び７について、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議ご決定いただきますようお願い申し上げます。
　事務局からは以上であります。

議　　長　　これより質疑を行います。

藤　田　委　員　　整理番号６の方なのですが、○○○○の大きい所の一部なのでしょうけど、本来、大きいところはどんな権利設定になっているのですか。

事　　務　　局　　大きい方は、△△△△さんが、△△△△の方に使用貸借しております。

藤　田　委　員　　地続きで近くに借りている所があるのでしょうか。
　なぜこのように、中途半端に借りるのでしょうか。

事　　務　　局　　地続きではありませんが、近くに研究圃場はあります。

藤　田　委　員　　通路はあるのですか。

事　　務　　局　　通路は若干厳しい面もありますが、あります。

藤　田　委　員　　支障はないのですね。

事　　務　　局　　支障はありません。

藤　田　委　員　　分かりました。

議　　長　　他にございませんか。

（質疑なし）

議　　長　　他に発言がなければ、これで質疑を終わります。
　お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議　　長　　挙手多数でありますので、この議題は可とすることに決定いたしました。

【議案第２号　令和４年度第２号農用地利用集積計画の決定について】

議　　長　　次に、議案第 2 号、令和 4 年度第 2 号農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局より説明願います。

事　務　局　　議案第 2 号について、ご説明申し上げます。
議案書 8ﾍﾟｰｼﾞをお開きください。
農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定により、次のとおり農用地利用集積計画の決定を千歳市長から求められたので審議意見を求めます。
当日配布資料の 6ﾍﾟｰｼﾞに議案第 2 号資料として地番図を添付しておりますので、説明と合わせてご確認願います。
今月の案件は、利用権設定が 2 件になります。
土地の所在等は議案書のとおりです。
整理番号利 15・16 は、公益財団法人道央農業振興公社を介して新規に賃貸借契約を行う規模拡大案件になります。
これらの計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしております。
以上、整理番号利 15・16 についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議ご決定いただきますようお願い申し上げます。
事務局からは以上であります。

議　　長　　これより質疑を行います。

平　沖　委　員　　地番図を見ると、川のようなものがありますが、これはなんですか。

平 岡 博 委 員　　それは、旧千歳川です。

平　沖　委　員　　分かりました。

議　　長　　他にございませんか。

（質疑なし）

議　　長　　質問がなければこれで質疑を終わります。
お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議　　長　　挙手多数でありますので、この議題は可とすることに決定しました。

【議案第３号　現況証明願について】

議　　長　　次に、議案第 3 号、現況証明願についてを議題といたします。
まず、整理番号 4 について事務局より説明願います。

事　務　局　　議案第 3 号についてご説明申し上げます。
議案書 9ﾍﾟｰｼﾞをお開きください。
現況証明の願出があったことから、北海道農地法関係事務処理要領の規定に基づき、証明の可否について審議意見を求めます。
今月の市街化調整区域における現況証明願は 5 件であります。
当日配布資料の 7ﾍﾟｰｼﾞから 18ﾍﾟｰｼﾞに議案第 3 号資料として、地番図・航空写真・現地写真を添付しております。
最初に、整理番号 4 についてご説明いたします。
現況証明願の所在地等は、議案書 9ﾍﾟｰｼﾞのとおりです。
当該地は、登記簿は畑ですが、農地台帳の現況地目は雑他地で、農地法上、非農地としていた土地です。
また、隣接地を所有する所有者の叔母から伺った内容では、当該地は、長年、農地だったことはないとのことでありました。
このたび、叔母が所有する隣接地の地目変更登記を行うにあたり、これに併せて同時に地目変更登記を行うため申請があったものです。
調査の結果、願出地は雑木及び雑草が茂っており、農地利用は困難と判断されたため、農地・採草放牧地以外としてお諮りいたします。
以上、整理番号 4 について、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議ご決定いただきますようお願い申し上げます。
事務局からは、以上であります。

議　　長　　事務局の説明が終わりましたが、農業委員による現地確認を行っておりますので、ご意見等をお願いします。

藤　田　委　員　　6月9日に、私のほか、三溝委員、田村委員及び事務局により、整理番号4について現地調査を行いましたので報告します。

事務局から説明があったとおり、証明を受けようとする土地は、農地利用はなく、雑木及び雑草が茂っている状態でありました。

本調査を行った農業委員は、当該地がこのような状態であることから、農地利用は非常に困難であると判断し、全員、農地・採草放牧地以外として総会に諮ることで意見を集約しております。

私からは以上です。

議　　長　　これより質疑を行います。

（質疑なし）

議　　長　　質問がなければこれで質疑を終わります。

お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議　　長　　挙手多数でありますので、この議題は可とすることに決定しました。

次に整理番号5について事務局より説明願います。

事　務　局　　次に、整理番号5についてご説明いたします。

現況証明願の所在地等は、議案書9ﾍﾟｰｼﾞのとおりです。

当該地は、さきほどの整理番号4の隣接地で、これと同じく登記簿は畑ですが、農地台帳の現況地目は雑他地で、農地法上、非農地としていた土地です。

また、当該地も長年、農地だったことはないとのことでありました。

このたび、当該地を農業者ではない親族に贈与するにあたり、地目変更登記の必要があるため申請があったものです。

調査の結果、願出地は雑木及び雑草が茂っており、農地利用は困難と判断されたため、農地・採草放牧地以外としてお諮りいたします。

以上、整理番号5について、ご説明申し上げましたが、よろし

くご審議ご決定いただきますようお願い申し上げます。
事務局からは、以上であります。

議　　長　　事務局の説明が終わりましたが、農業委員による現地確認を行っておりますので、ご意見等をお願いします。

藤　田　委　員　　6月9日に、私のほか、三溝委員、田村委員及び事務局により、整理番号5について現地調査を行いましたので報告します。
事務局から説明があったとおり、証明を受けようとする土地は、隣接地の整理番号4と同じく、農地利用はなく、雑木及び雑草が茂っている状態でありました。
本調査を行った農業委員は、当該地がこのような状態であることから、農地利用は非常に困難であると判断し、全員、農地・採草放牧地以外として総会に諮ることで意見を集約しております。
私からは以上です。

議　　長　　これより質疑を行います。

（質疑なし）

議　　長　　他に発言がなければこれで質疑を終わります。
お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議　　長　　挙手多数でありますので、この議題は可とすることに決定いたしました。
次に、整理番号6についてを議題といたします。
この案件については、農業委員会等に関する法律第31条第1項の議事参与の制限の規定により、●●委員の退席を求めます。
暫時休憩します。（13：54）

（●●委員、退室）

議　　長　　再開します。（13：54）
事務局より説明願います。

事　務　局　　次に、整理番号6についてご説明いたします。

議案書10ﾍﾟｰｼﾞをお開きください。
現況証明願の所在地等は、議案書10ﾍﾟｰｼﾞのとおりです。
願出地のうち、泉郷○○○○は、書類が残っていないため区域が確定できませんが、平成7年に一部を現況証明により非農地として判断している土地であり、現在、解体中の倉庫については、経営者の△△△△さんから、所有者の父が建てたものであると伺っております。
また、○○○○ついては、1筆すべてが、農地台帳上宅地であり、既に非農地として区分されている土地になります。
このたび、経営者である△△△△さんが、この泉郷○○○○を含めて倉庫を新築するとともに○○○○に取付道路を設置するため、現況地目を整理し、地目変更登記を行うことから、現況証明の願出がありました。
調査の結果、願出地は農業用倉庫、住宅及びその敷地や通路として利用されており、農地利用は困難と判断されたため、農地・採草放牧地以外としてお諮りいたします。

議　　長　　事務局の説明が終わりましたが、農業委員による現地確認を行っておりますので、ご意見等をお願いします。

藤　田　委　員　　6月9日に、私のほか、三溝委員、田村委員及び事務局により、整理番号6について現地調査を行いましたので報告します。
事務局から説明があったとおり、証明を受けようとする土地は、農業用倉庫や住宅の敷地及びそれに続く通路として利用されており、農地利用はありませんでした。
本調査を行った農業委員は、当該地がこのような状態であることから、農地利用は非常に困難であると判断し、全員、農地・採草放牧地以外として総会に諮ることで意見を集約しております。
私からは以上です。

議　　長　　これより質疑を行います。

（質疑なし）

議　　長　　他に発言がなければこれで質疑を終わります。
お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議　　長　　挙手多数でありますので、この議題は可とすることに決定いたしました。●●委員の退室を解きます。
　暫時休憩します。（13：57）

（●●委員、入室）

議　　長　　再開します。（13：57）
　次に、整理番号７について事務局より説明願います。

事　務　局　　次に、整理番号７についてご説明いたします。
　現況証明願の所在地等は、議案書10ﾍﾟｰｼﾞのとおりです。
　願出地は、所有者の子であり経営者である△△△△さんに伺ったところ、昭和50年代に△△畑作利用組合が建築し、後に、所有者である△△△△さんに譲渡された倉庫の敷地であるとのことであり、農地台帳上もすでに宅地として非農地に区分されている土地であります。
　このたび、所有者の△△△△さんが△△△△さんに土地を贈与するにあたり、地目変更登記が必要であることから、現況証明の願出がありました。
　調査の結果、願出地は農業用倉庫の敷地であり、農地利用は困難と判断されたため、農地・採草放牧地以外としてお諮りいたします。

議　　長　　事務局の説明が終わりましたが、農業委員による現地確認を行っておりますので、ご意見等をお願いします。

藤　田　委　員　　６月９日に、私のほか、三溝委員、田村委員及び事務局により、整理番号７について現地調査を行いましたので報告します。
　事務局から説明があったとおり、証明を受けようとする土地は、農業用倉庫の敷地であり、農地利用はありませんでした。
　本調査を行った農業委員は、当該地がこのような状態であることから、農地利用は非常に困難であると判断し、全員、農地・採草放牧地以外として総会に諮ることで意見を集約しております。
　私からは以上です。

議　　長　　これより、質疑を行います。

（質疑なし）

議　　長　　他に発言がなければこれで質疑を終わります。
　お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議　　長　　挙手多数でありますので、この議題は可とすることに決定いたしました。
　次に、整理番号 8 について事務局より説明願います。

事　務　局　　最後に、整理番号 8 についてご説明いたします。
　現況証明願の所在地等は、議案書 10ﾍﾟｰｼﾞのとおりです。
　願出地は、平成 11 年から令和 2 年まで所有者であった△△△△さんが死亡したため、現所有者 3 名が令和 4 年 4 月に共有にて相続を受けた土地です。
　この土地の経緯については、長年所有していた△△△△さんが死亡し、相続を受けた現所有者 3 名は、いずれも以前から市外に居住しているうえ、成年後見人がついているため不明でしたが、このたび、当該地を売買するにあたり、農地としては利用できないため、現況証明の願出がありました。
　調査の結果、願出地は、狭小地の上、雑木及び雑草が茂り、農地利用は困難と判断されたため、農地・採草放牧地以外としてお諮りいたします。

議　　長　　事務局の説明が終わりましたが、農業委員による現地確認を行っておりますので、ご意見等をお願いします。

田　村　委　員　　6 月 9 日に、私のほか、三溝委員、藤田委員及び事務局により、整理番号 8 について現地調査を行いましたので報告します。
　事務局から説明があったとおり、証明を受けようとする土地は、狭小地で農地利用はなく、雑木及び雑草が茂っている状態でありました。
　本調査を行った農業委員は、当該地がこのような状態であることから、農地利用は非常に困難であると判断し、全員、農地・採草放牧地以外として総会に諮ることで意見を集約しております。
　私からは以上です

議　　長　　これより、質疑を行います。

（質疑なし）

議　　長　　他に発言がなければこれで質疑を終わります。
　お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議　　長　　挙手多数でありますので、この議題は可とすることに決定いたしました。

議　　長　　これで、本日付議された議案はすべて審議を終了しましたが、各委員から意見等がありましたら挙手をお願いします。

（発言なし）

議　　長　　それでは、その他として事務局からの報告をお願いします。

事　務　局　　※事務局より次の事項について、報告があった。
　売却希望地資料
　資料-1・2　令和4年度農地ﾊﾟﾄﾛｰﾙ事前調査結果について
　資料-3　農作物生育状況等について

＜閉会宣言＞

議　　長　　これをもちまして、本総会を閉会いたします。
　お疲れさまでした。（14：47　閉会）